

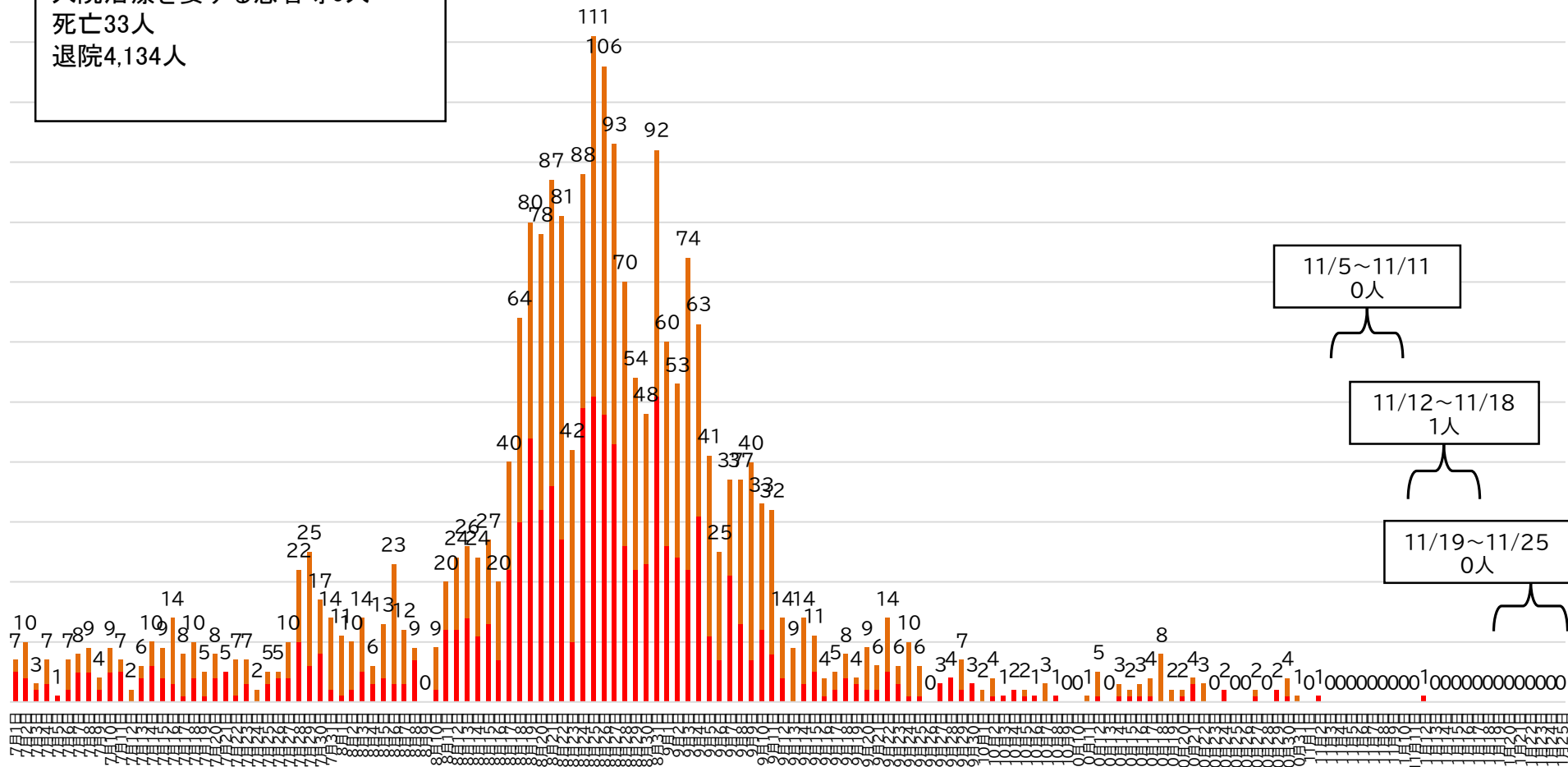
新型コロナウイルス感染者数の推移(日毎)(7月1日~11月25日)

(人)

累計4,167人

(7月1日以降の累計2,343人)

入院治療を要する患者等0人
 死亡33人
 退院4,134人



11/5~11/11
0人

11/12~11/18
1人

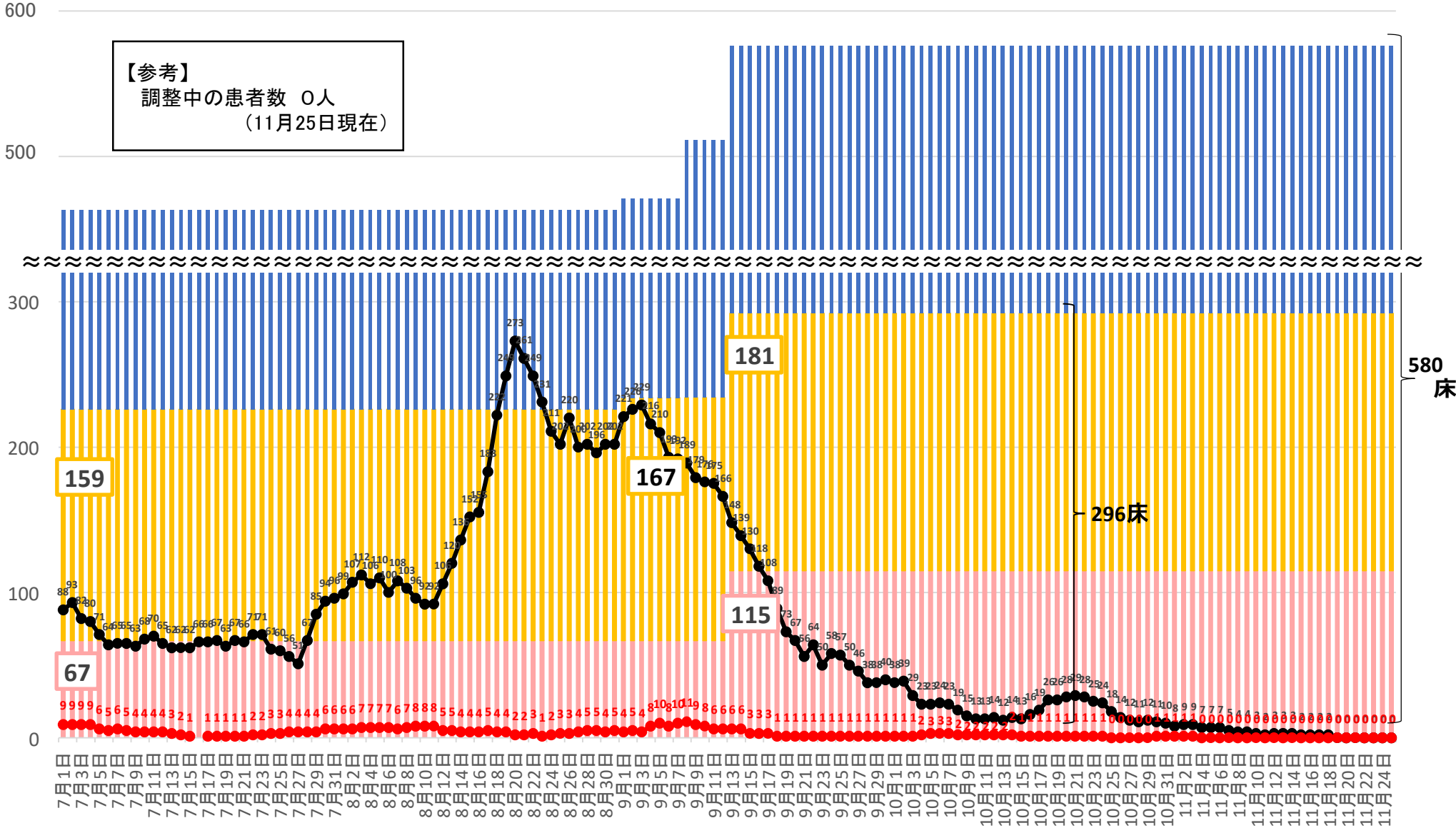
11/19~11/25
0人

報道発表日

■ リンク無 ■ リンク有

入院患者数と確保病床数の推移(宿泊療養含む)(7月1日～11月25日)

(人)(床)



■ 確保病床数(指定*1)
 ■ 確保病床数(協力*2)
 ■ 宿泊施設室数
 ● 入院患者数
 ● うち重症者数

(*1: 感染症指定医療機関, *2: 入院協力医療機関)

※9/3～9/17、県内の医療機関に入院している県外陽性患者1人を含む

「新たなレベル分類の考え方」について（R3.11.8 新型コロナウイルス感染症対策分科会）

1 新たな考え方

- 地域の状況を個別に見ると新規陽性者数と医療逼迫との関係は都道府県によって大きく異なり、新規陽性者数の目安を全国一律には設定できない状況
- 各都道府県が各地域の感染の状況や医療逼迫の状況を評価し、必要な対策を遅滞なく講じることが必要

2 新たなレベル分類

- 感染の状況を引き続き注視するが、医療逼迫の状況により重点を置いたものであり、都道府県ごとに感染や医療逼迫の状況を評価するもの。
- 各レベルで必要な対策を機動的に講じるタイミングについては、各都道府県が予測ツール及びこれまで用いてきた様々な指標の双方を用いて総合的に判断する。

	レベル0 (感染者ゼロレベル)	レベル1 (維持すべきレベル)	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル4 (避けたいレベル)
状態	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナに対し医療が対応できている状況	新規陽性者数の増加傾向が見られ、医療への負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナへの医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況 ※これまでのステージの考え方の概ねステージ3の最終局面及びステージ4	一般医療を大きく制限しても、新型コロナへの医療に対応できない状況
指標	—	—	○ <u>各都道府県が具体的な数値を設定</u>	○ 「 <u>3週間後に必要とされる病床数</u> 」が確保病床数に到達 又は ○ <u>病床使用率や重症病床使用率が50%超</u>	—
求められる対策	○ ワクチン接種率の更なる向上及び追加接種の実施 ○ 医療提供体制の強化(治療薬へのアクセス向上を含む)		○ 必要な病床を段階的に確保 ○ オンライン診療の積極的な利用も含め、入院療養、宿泊療養及び自宅療養の一体的な運用	○ 国は、感染防止策及び医療提供体制の強化など必要な措置を機動的に講じる	○ 都道府県及び医療の現場の判断に基づき、更なる一般医療の制限や積極的疫学調査の重点化などを含めた対応 ○ 国は、災害医療的な対応として都道府県の支援及び都道府県間の調整を行う
うち県民・事業者	○ 個人の基本的感染防止策 等		○ 人々が感染リスクの高い行動を回避するよう呼びかけ	<大都市圏> ○ 社会経済圏が一体の地域について広域的に「強い対策」を講じる ・ワクチンや検査の戦略的かつ集中的な実施 ・飲食店やイベントの人数や時間制限 等 <地方部> ○ <u>まん延防止等重点措置も含め各地域にふさわしい効果的な対策</u> ○ <u>県民・事業者に対して、強い呼びかけ</u>	—

R3. 11. 19 変更 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」のポイント

1 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- 今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。(P7)
- 緊急事態措置区域等においても、ワクチン・検査パッケージ制度等を活用し、感染拡大を防止しながら日常生活や経済社会活動を継続できるように取り組む。(P9)
- ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、ワクチン・検査パッケージ制度等を適用せず、強い行動制限を要請する。(P10)

(1) 緊急事態宣言発出の考え方 (P10)

- 国のコロナ分科会提言におけるレベル3相当の対策が必要な地域の状況等を踏まえて、国分科会の意見を十分踏まえた上で、政府対策本部長が総合的に判断する。

(2) まん延防止等重点措置の実施の考え方 (P11)

- 以下のような場合に、政府対策本部長が国分科会の意見を十分踏まえた上で、総合的に判断する。
 - ・ レベル3相当の対策が必要な状況になっている場合
 - ・ レベル2相当の対策が必要な地域において、特定の区域で感染が急速に拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがあると認められる場合
 - ・ レベル2相当の対策が必要な地域において、感染が減少傾向であっても、特定の区域において感染が拡大しているなど、感染の再拡大を防止する必要性が高い場合

2 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 検査

- 政府は、都道府県が、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象として、ワクチン・検査パッケージ等の検査を令和4年3月末まで予約不要、無料とできるよう支援を行う。(P19)
- 都道府県は、感染が拡大傾向にある場合には、知事の判断により、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請し、政府は、検査費用を無料とすることができるよう支援を行う。(P19)

(2) まん延防止 (P19~33)

- 緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域及びその他地域における「飲食」、「イベント」、「外出・移動等」の取組については、「別紙」のとおり。

「外出・移動」の行動制限の緩和

		現 状	R3.11.19 基本的対処方針
下記以外 の区域 (レベル0～2)	県をまたぐ 移動	<ul style="list-style-type: none"> ・感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控える。 	《県をまたぐ移動》 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。 ・ただし、<u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、対象としない。</u>
まん延防止 等重点措置 地域 (レベル2～3)	外出	<ul style="list-style-type: none"> ・日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。 ・混雑した場所等への外出半減。 ・少人数で、混雑を避けて行動。 	《外出》 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛。</u>
	県をまたぐ 移動	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える。 	
緊急事態 措置区域 (レベル3～4)	外出	<ul style="list-style-type: none"> ・日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。 ・特に、20時以降の不要不急の外出自粛。 ・混雑した場所等への外出半減。 ・少人数で、混雑を避けて行動。 	《県をまたぐ移動》 <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の帰省や都道府県間の移動は、極力控える。 ・ただし、<u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は、対象としない。</u>
	県をまたぐ 移動	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の都道府県間の移動は極力控える。 ・避けられない場合は検査を勧奨。 	

「イベント」の行動制限の緩和

		現状 【1,000人超のイベントは、県に事前相談】	R3.11.19 基本的対処方針	
			感染防止安全計画の策定（注1）	左記計画を策定しない場合（注2）
下記以外の区域 (レベル0～2)	時短	なし	なし	現状と同じ
	人数上限	5,000人又は収容率50% のいずれか大きい方	収容定員まで	
	収容率	大声なし：100% 大声あり：50%	100%	
まん延防止等重点措置 (レベル2～3)	時短	なし（注3）	なし（注3）	
	人数上限	5,000人	20,000人 〔ワクチン・検査パッケージの適用により、収容定員まで追加可〕	
	収容率	大声なし：100% 大声あり：50%	100%	
緊急事態措置区域 (レベル3～4)	時短	21時まで	なし（注3）	なし（注3）
	人数上限	5,000人	10,000人 〔ワクチン・検査パッケージの適用により、収容定員まで追加可〕	5,000人
	収容率	50%	100%	大声なし：100% 大声あり：50%

（注1） 5,000人超のイベントにおいては、イベント主催者等が策定する安全計画に、具体的な対策内容を検討・記載し、都道府県が適切な対策を行なうことを確認する（「大声なし」が前提）。

（注2） 1,000人超のイベントを対象に実施していた県への事前相談は不要。

（注3） 知事の判断により要請を行うこともあり得る。

（高知県危機管理・防災課作成）

「飲食」の行動制限の緩和

	現状	R3.11.19 基本的対処方針
<p>下記以外の区域 (レベル0～2)</p> <p>感染拡大の傾向が見られる場合</p>	<p>原則として時短要請なし・酒類提供可・人数制限あり (大人数の会食を控える)</p> <p>【認証店】 <u>21時までの時短要請</u></p> <p>【非認証店】 <u>20時までの時短要請</u></p> <p>※ 5人以上の会食回避を呼びかけ・要請</p>	<p>原則として時短要請なし・酒類提供可・人数制限なし</p> <p>【認証店】 <u>時短要請なし</u>・酒提供可（協力金なし）</p> <p>【非認証店】 <u>20時までの時短要請</u>・酒提供可（協力金あり）</p> <p>※ 5人以上の会食回避を要請・呼びかけ。 認証店について、ワクチン・検査パッケージにより人数上限なし</p>
<p>まん延防止等重点措置 (レベル2～3)</p>	<p>①<u>20時までの時短要請・酒類禁止</u></p> <p>感染が下降傾向にある場合、知事の判断により、 ②<u>20時までの時短要請・19時半まで酒類提供可</u></p> <p>ただし、第三者認証制度の普及状況、地域の感染状況等を踏まえた知事の判断により、以下も選択可</p> <p>③<u>21時までの時短要請・酒提供可（20時まで）</u></p> <p>※ 5人以上の会食回避を呼びかけ</p>	<p>【認証店】 ①<u>時短要請なし</u>・酒提供可（協力金なし） 又は ②<u>21時までの時短要請</u>・酒提供可（協力金あり）</p> <p>【非認証店】 <u>20時までの時短要請・酒類禁止</u>（協力金あり）</p> <p>※ 5人以上の会食回避を要請・呼びかけ。 認証店について、ワクチン・検査パッケージにより人数上限なし</p>
<p>緊急事態措置区域 (レベル3～4)</p>	<p><u>20時までの時短要請・酒類禁止</u> (酒提供店は休業)</p> <p>※ 5人以上の会食回避を呼びかけ</p>	<p>【認証店】 ①<u>21時までの時短要請</u>・酒提供可 又は ②<u>20時までの時短要請・酒類禁止</u> (酒提供店は休業)</p> <p>【非認証店】 <u>20時までの時短要請・酒類禁止</u></p> <p>※ 5人以上の会食回避を要請・呼びかけ。 認証店について、ワクチン・検査パッケージにより人数上限なし</p>

判断指標 ※1	ステージ	感染観察（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）	非常事態（紫）
	直近7日間の新規感染者数	0～3人	4人以上	14人以上	105人以上	175人以上
	最大確保病床の占有率	10%未満		10%以上	20%以上	50%以上
対応方針	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離（1～2m）の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 				
	国の分科会のステージ区分	Ⅰ 散発的発生		Ⅱ 漸増	Ⅲ 急増	Ⅳ 爆発的拡大
	外出	「3密」の徹底回避		ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施	昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施	
	会食	(共通事項に留意)	可能な範囲で規模縮小・時間短縮	小規模グループかつ短時間で	家族以外での会食を控える	
	イベント等	(国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応)			開催・参加の再検討	開催・参加自粛
	県立学校	各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3				
	県立施設	開館		屋内施設の休館を検討		休館
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断				

※1 判断指標については、①全療養者数（特別警戒：140人以上）、②最大確保病床の占有率、③入院率、④直近7日間の新規感染者数、⑤感染経路不明割合（特別警戒：50%）、⑥PCR陽性率（特別警戒：5%以上）の6つの指標や入院中の重症者数等も考慮し、ステージを総合的に判断する。

また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。

判断指標	ステージ	感染観察（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）	非常事態（紫）	
※1	最大確保病床の占有率 直近7日間の新規感染者数の想定	<u>3%未満</u> 〔7人未満〕	<u>3%以上</u> 〔7人以上〕	<u>10%以上</u> 〔35人以上〕	<u>25%以上</u> 〔245人以上〕	<u>40%以上</u> (即応病床の占有率：50%以上) 〔420人以上〕	
	国の分科会のレベル分類	<u>レベル0</u> (感染者ゼロレベル)	<u>レベル1</u> (維持すべきレベル)	<u>レベル2</u> (警戒を強化すべきレベル)		<u>レベル3</u> (対策を強化すべきレベル) <div style="display: inline-block; border: 1px dashed black; padding: 2px;">まん延防止等重点措置相当</div> → <u>レベル4</u> (避けたいレベル) <div style="display: inline-block; border: 1px dashed black; padding: 2px;">緊急事態措置相当</div> →	
対応方針 ※2	共通事項	□ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離（1～2m）の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話が主となる時間帯にはできる限りマスクの着用を ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底					
	外出		「3密」の徹底回避		混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛を呼びかけ		
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※3 の休業、営業時間短縮の要請の検討	一定の業種 ※3 の休業、営業時間短縮の要請	
	会食	(共通事項に留意)	可能な範囲で規模縮小・時間短縮	<u>4人以下、2時間以内 ※4</u> (ワクチン・検査パッケージの活用により緩和)		<u>4人以下、2時間以内 ※4</u> (ワクチン・検査パッケージの活用により緩和)	
	イベント等	(国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応)			<u>「人数」、「収容率」上限の設定を検討</u> (ワクチン・検査パッケージの活用により緩和)		<u>「人数」、「収容率」上限の設定</u> (ワクチン・検査パッケージの活用により緩和)
	県立学校	市町村毎の感染状況等を踏まえて判断 ※5					
	県立施設		開館		使用制限の検討		
	他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断					

※1 判断指標については、「最大確保病床の占有率」や入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標（直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等）も考慮し、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、強い行動制限を要請する場合がある。

※3 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。第三者認証制度の適用店舗については、営業時間短縮の要請を行わない場合もある。

※4 同居の家族のみの会食は、人数制限の対象としない。

※5 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会独自の基準に基づき、市町村毎の感染状況等を踏まえ、休業等を判断するものとする。

対応の目安と医療体制との関連表

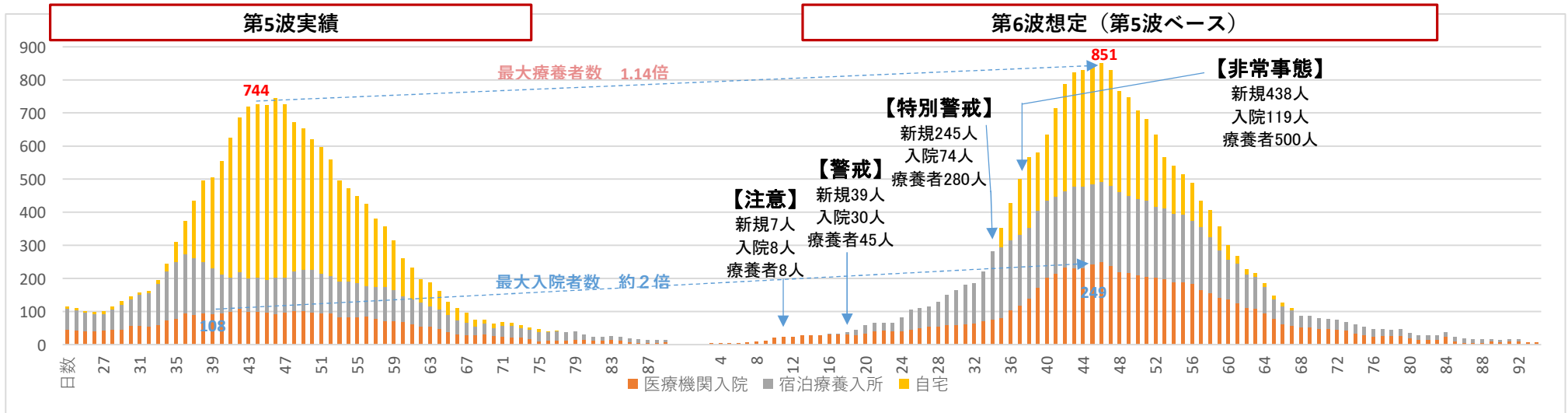
○ステージの判断指標（案）

宿泊施設準備
 宿泊施設稼働
 自宅療養準備
 自宅療養も想定、臨時医療施設準備
 臨時医療施設も稼働可

ステージ	感染観察	注意	警戒	特別警戒	非常事態
レベル	0	1	2		3 4
直近7日間の新規患者数	7人未満	7人以上	35人以上	245人以上	420人以上
即応病床の占有率	10%未満	10%以上	20%以上	35%以上	50%以上
最大確保病床の占有率	3%未満	3%以上	10%以上	25%以上	40%以上

○病床確保フェーズと切り替え基準

病床確保フェーズ	0	1	2	3	4	5	緊急時		
即応病床数	77	77	146	167	227	238	248	296	
病床確保切り替え基準 (1日の即応病床利用率)		フェーズ0、77床の 5%	フェーズ1、77床の 10%	フェーズ2、146床の 20%	フェーズ3、167床の 35%	フェーズ4、227床の 35%	フェーズ4、227床の 45%	フェーズ5、238床の 50%	緊急時、248床の 60%



県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い

「感染症対応の目安」におけるステージ：感染観察（緑）（令和3年11月25日時点）

11月25日からのおお願い（12月31日まで）

○県民の皆さまへ

- (1) **マスクの着用、3密の回避等、基本的な感染防止対策を徹底してください。**
- (2) 特に屋内でのスポーツの場などにおいては、更衣室等を含めた十分な換気や手指消毒、共用部分の消毒などをこまめに行ってください。
- (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

○事業者の皆さまへ

- (1) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店やスポーツ施設の管理者の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。
- (3) 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組を推進していただくようお願いします。

1 会食について

- (1) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- (2) 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。
- (3) 忘年会等における会食にあたっては、できる限り「高知家あんしん会食推進の店」を利用していただくようお願いします。

2 外出について 外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

3 他県との往来について

- (1) 旅行の際は、感染状況が落ち着いている地域を選び、混雑しない時期に、普段から接している仲間と楽しむようにしてください。
- (2) 他県へ移動する際は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。
- (3) そうした対応が難しい場合には、旅行などでの移動は、慎重に検討してください。
- (4) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

4 イベント等について 開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

- (1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「感染防止安全計画」を提出してください。
「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けたイベントは、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とします。 ※「大声なし」が前提
- (2) (1) 以外のイベントの人数上限
 - ・5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
 - ・「大声なし」のイベント等の収容率：100%
 - ・「大声あり（注）」のイベント等の収容率：50%※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

5 県立施設等について 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開館しています。

(注) 大声を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとします。

ワクチン・検査パッケージ制度の概要について

1 定義・要件

- ・ ワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される様々な行動制限を緩和。
- ・ 行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、ワクチン・検査パッケージを適用する旨を都道府県に登録する。

2 制度の適用範囲

- ・ 基本的対処方針に基づく「飲食」「イベント」「移動」の行動制限を緩和する場合に適用。

《行動制限緩和の具体的内容》

- ・ 飲食：第三者認証店における利用者の人数制限なし
- ・ イベント：感染防止安全計画を策定し都道府県の確認を受けたイベントは、収容定員まで収容可能
- ・ 移動：「県をまたぐ移動」について、緊急事態措置、まん延防止等重点措置地域であっても自粛要請の対象に含めない

- ・ 地域の感染状況により、国と協議の上、知事が異なる取り扱いをすることは可能。
- ・ 大学等の部活動・課外活動における適用については、文部科学省において別に定める。
- ・ ツアーや宿泊施設への適用の詳細については、観光庁において別に定める。
- ・ 感染が急拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で制度を適用せず、強い行動制限を要請することがある。

3 民間事業者等によるワクチン・検査の活用

- ・ 民間事業者や施設設置者等が自社の提供するサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは、原則として自由であり特段の制限を設けない。
- ・ ただし、旅館業法など個別法においてサービスの利用制限の排除について定めている場合には、法違反とならないようにすること。

4 ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法

(1) ワクチン接種歴

- ・ 市区町村の発行する予防接種済証等により確認する。
- ・ 予防接種済証等を撮影した画像等の確認でも可。
- ・ 別途、身分証明書等により本人確認を行う。
- ・ 有効期限は当面定めない（今後の3回目接種の状況を踏まえて検討）。

(2) 検査結果

- ・ 未就学児は、同居する親等の監護者が同伴する場合には、検査不要。
- ・ PCR検査の検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内。
- ・ 抗原定性検査の検査結果の有効期限は、検査日より1日以内。

PCR等検査無料化の概要(案)

- 感染対策と日常生活の両立を図る手段として、「ワクチン・検査パッケージ」等の利用を促し、検査の受検を浸透させるため、健康上の理由等によりワクチン接種が出来ない者の検査を無料化。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、都道府県知事の判断により、自己の意思に基づく未接種者、ワクチン接種者を含め、幅広く感染不安などの理由による検査を無料化。

ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業（仮称）

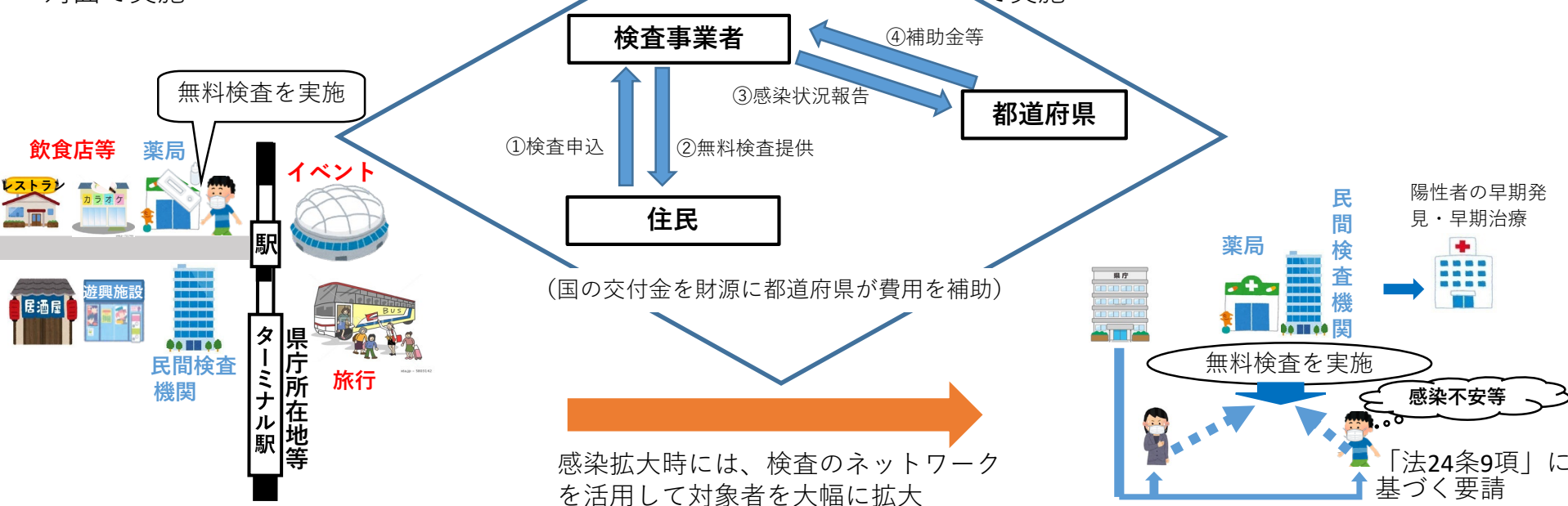
（検査対象・方法）

- 健康上の理由等でワクチン接種を受けられない者が、「ワクチン・検査パッケージ」及び民間にて自主的に行うワクチン・検査のため必要となる検査を無料化
- 検査は民間検査機関・薬局等において原則対面で実施

感染拡大傾向時の一般検査事業（仮称）

（検査対象・方法）

- 左記に加え、都道府県知事が、特措法24条9項に基づき、「不安を感じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請した場合、これに応じて住民が受検する検査を無料化
- 検査は民間検査機関・薬局等において原則対面で実施



ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業については令和3年度内に限り支援。

高知県保健・医療提供体制確保計画の概要（案）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が今後も中長期的に反復する可能性があることを前提として、県内の総合的な保健・医療提供体制を確保するために策定。

【基本的な考え方】

- 治療を必要とする方が確実に入院できる体制を構築。
- 想定される必要病床数を確保。
- 宿泊療養施設のさらなる確保により、安心して療養できる体制を強化。
- 感染拡大により、やむを得ず自宅療養をお願いする場合にも、陽性判明時から速やかに、保健所による健康観察や生活面の支援が受けられる体制を確保。

◆今後の想定療養者数、確保病床数等（第5波との比較）

① 最大療養者数	744人→851人	約14%増
② 最大要入院者数	117人→249人	約2倍
③ 確保病床数（臨時医療施設32床を含む）	234床→328床	約40%増
④ 宿泊療養居室数	237室→385室	約62%増
⑤ 最大自宅療養者数	542人→358人	約34%減

※③④は9/1時点の数値との比較

1 陽性判明時から療養先決定までの対応

- 検査協力医療機関の増加を図り、発熱等のある方への外来受診体制を強化
229ヶ所（R3.9/1現在）→236ヶ所（R3.11/16現在）
- 患者情報の電子化を促進し、入院入所調整や健康観察等の効率化を図るとともに、関係者間での情報共有を円滑化
- 患者数の増加に応じ、県保健医療調整本部への入院入所調整業務の集約や、他部局から福祉保健所等への応援職員の派遣を実施 など

【療養先の振り分けの考え方】

	警戒ステージまで	特別警戒ステージ以降
振り分けの考え方	入院又は宿泊療養施設での対応を基本とする	患者発生等の状況に応じて自宅療養を開始する
入院対象者	有症状で肥満や糖尿病等の既往のある方、高齢者、医師が入院治療が必要と認める方	重症化リスクのある有症状者または中等症以上の方
臨時医療施設対象者	—	中和抗体薬治療対象者、自宅療養中に症状が悪化した方
宿泊療養対象者	軽症または無症状の方	軽症または無症状の方
自宅療養対象者	—	

2 病床の確保、臨時の医療施設の整備

- さらなる病床確保と臨時の医療施設の整備により、今夏のピーク時の入院患者数の2倍以上の患者が入院できる体制を構築
- 臨時の医療施設（32床）を「やまもも」に整備
 - ・入院病床と宿泊療養の中間的な対応を想定し、重症化リスクのある方に対する中和抗体薬治療等を実施
 - ・医療人材の派遣等調整は、関係団体等の協力を得て、県が行う。
- 中和抗体薬治療を専門に行う入院協力医療機関を新たに確保 など

3 宿泊療養施設の確保

- 宿泊療養施設を追加し、確保居室数を約62%増
3施設 237室（R3.9/1現在）⇒ 4施設 385室
- 人材派遣会社の活用や外部委託等により、運営に必要な医療人材等を確保

4 自宅療養者の健康観察・診療等の体制

- 陽性判明時から速やかに、健康観察や生活面の支援が受けられる体制を確保
 - ・市町村保健師や外部人材等の受け入れにより、感染拡大時の保健所体制を強化
 - ・患者情報の電子化を促進【再掲】
 - ・24時間体制で自宅療養者からの相談に対応
 - ・貸与用パルスオキシメータの確保
 - ・各保健所管内ごとに電話診療等の体制や救急医療体制を整備 など

5 保健所の体制確保

- 第5波の経験を踏まえ、各保健所ごとに対応のタイムラインを設定
- 市町村保健師や外部人材等の受け入れにより、感染拡大時の保健所体制を強化【再掲】
 - ・市町村保健師派遣に係る協定の締結
 - ・IHEAT人材（外部の専門職）の名簿登録
- 市町村と連携し、自宅療養者等が安心して療養を続けられる環境を整備
 - ・生活支援物資の支給（民間委託で対応）
 - ・自宅療養者への生活支援等を行う意向がある市町村と、福祉保健所が保有する患者等情報を共有（本人の同意を前提）
- 感染拡大時における高知市との連携、支援
 - ・リエゾン保健師の派遣
 - ・外部人材の支援に係る調整業務を支援
 - ・自宅療養者の夜間相談窓口を県市合同で設置 など

高知県内の今後のワクチン接種スケジュール（想定）

R3.11.25時点

- ・ 新型コロナワクチンについては、2回目の接種完了から8ヶ月を経過した18歳以上の方を対象として、令和3年12月1日から令和4年9月30日までの間で3回目の接種が実施される。
 - ・ 令和3年11月25日時点で県内対象人口の8割に当たる約53万人が2回目の接種を完了している。
 - ・ 3回目接種用のモデルナ社ワクチンについては、現在、国に対して薬事承認の申請中。
- ※ 5歳～11歳の接種については、国の指示に基づき、令和4年2月からの接種開始を目途に準備中。

接種回数	主な接種対象者	R3 12月	R4 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
3回目	(2回目接種時期)	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	
	医療従事者等	約 3.4 万人			接種数ピーク					
	高齢者 (65歳以上)	約 22.0 万人			接種数ピーク					
	その他 一般の方 (18歳以上)	約 25.4 万人			接種数ピーク					
	職域接種等	約 2.7 万人			接種数ピーク					
1～2 回目	小児（5～11歳）	国において実施の是非について検討中		約 3.7 万人（対象人口）						